

「芦屋市みんなにやさしいお店」 登録マニュアル

障がいのある人が安心して利用することができる
企業・お店を募集しています
「芦屋市みんなにやさしいお店」への登録をお願いします

令和5年5月

芦屋市

はじめに

障がいのある人は日常生活や社会生活を送る中で、不便なことや困難に感じていることがたくさんあります。それは社会によって作り出されたものが多く、周りの人の理解やサポートによって不便さや困難さを感じないで済むことがあります。

障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し、障がいのある人もない人も一緒に生きていく社会を実現するためには、「障がい」・「障がいのある人」に対する理解を深めていくことが大切です。

芦屋市では、令和3年1月1日から「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：「芦屋市共に暮らすまち条例」）」が施行し、障がいを理由とした差別のないまちを目指し、取り組みを進めています。

「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」も、その取り組みの一環となっていますので、事業の趣旨をご理解のうえ、ご登録いただければ幸いです。





みんなにやさしいお店について

◆ 「芦屋市みんなにやさしいお店」とは

芦屋市では、「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋」を基本理念に据え、障がい福祉施策を実施しています。

「芦屋市みんなにやさしいお店事業」は、市内に障がいのある人が安心して利用することができるお店を増やすことで、障がいのある人の社会参加を促進することを目的とした事業になります。

◆ 「芦屋市みんなにやさしいお店」の対象となるお店

「芦屋市みんなにやさしいお店」は、障がいのある人が来店した際に配慮することを心掛けている、障がいを理由としてサービスの提供を拒否しない、障がいのある人の社会参加を応援しているお店が対象となります。

※手続き的には、登録申請をすることにより対象となります。

なお、芦屋市では合理的配慮の提供を行う場合、その費用の一部を助成しています。詳しくは10ページをご確認ください。

◆ 「芦屋市みんなにやさしいお店」に登録する方法

「芦屋市みんなにやさしいお店」に登録するには、このマニュアルを読んでいただき、障がいに関する基本的な理解をしたお店が、簡易版電子申請サービス「LoGoフォーム」にて、登録申請をしていただくことにより登録が完了します。※登録は9ページをご覧ください

登録申請していただいた後、「芦屋市みんなにやさしいお店」登録店舗の証明となるステッカー等を後日郵送しますので、お店の入口等に見えるように掲示してください。

なお、登録していただきますと、芦屋市ホームページ及び芦屋市の障がい福祉に関するポータルサイト「あしやねっと♪」に登録店舗として掲載いたします。



障がいのある人とは？

障がいは、生まれた時からある人もいれば、病気や事故、あるいは年をとることによって発生する場合もあり、誰にでも生じる可能性のある身近なものです。

そして、障がいにはさまざまな種類があり、同じ障がいでその人ごとに症状や程度も違います。外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲に理解されず苦しんでいる人もいます。わたしたちは、それぞれの人に応じた配慮があることに気付くことが大切です。



障がいを理由とする差別って どんなこと？

差別には2つの種類があります

障がいがあることで障がいのない人たちと異なる扱いを受けて困った、自分の障がいにあつた必要な工夫や、やり方をしてもらえなかったことはありませんか。

「障害者差別解消法」及び「芦屋市共に暮らすまち条例」では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」の2つの差別を禁止しています。



不当な差別的取扱いって？

正当な理由なく、障がいがあることを理由として、障がいのある人を障がいのない人と異なる扱いをすること

例えば、正当な理由なく、「障がいがある」という理由で、お店に入ることができないなど、障がいのない人と違う扱いを受けたり、場所や時間を制限したり、障がいのない人に対しては付さない条件を付すことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することは、「不当な差別的取扱い」として禁止されます。

例えば「障がいがある」という理由だけで・・・

- スポーツクラブの入会を断った



- アパートを貸さなかった



- 盲導犬を連れてくることを理由に入店を断った



※これらは「不当な差別的取扱い」となる恐れがあります



合理的な配慮を提供しないことって？

障がいのある人の障がいに合わせた必要な工夫ややり方をしないこと

障がいのある人から、困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することを、合理的配慮といいます。

合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることなく、障がいのある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。

物理的環境 への配慮

- 高いところに陳列された商品を取って渡す



- お店に入店する際、車椅子を利用する人のために段差に携帯スロープを渡す



意思疎通 の配慮

- 写真や絵を使って
わかりやすく説明する。



- 銀行のATMの利用が難しい場合に
操作を手伝ったり窓口で対応する



- 窓口などで筆談、読み上げ、
手話などを用いて手続きをする



- 合理的配慮の方法は一つではありません。障がいのある人から申し出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いによく話し合い、代わりとなる方法を見つけていくことが大切です。
- 負担が重すぎないのに、理由もなく対応を拒否すること（合理的配慮をしないこと）も差別に当たります。
- 令和6年4月より、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から「義務化」されます。



どんな配慮ができるかな？

視覚障がいのある人



読み上げや点字などで情報を教えてください。

声をかける時は、前から近づき名前を伝えてもらえると安心します。

聴覚障がいのある人



手話や筆談など目でみてわかる方法で情報を教えてください。情報が入りにくいため、緊急時など筆談やジェスチャーで声をかけてもらえると助かります。

内部障がいのある人



例えば、人工透析が必要な人には通院の配慮をしてもらえると助かります。

疲れやすく長時間待つことができない人もいますので、順番を先にしてもらえると助かります。

肢体不自由の人



車椅子を利用している人と話をする時は、同じ目線で話をしてください。

車椅子利用者専用の席や、スペースを準備してもらえると助かります。

知的障がいのある人



絵や図も用いて説明してもらえるとわかりやすいです。

初めて来た場所は不安です。

声をかけて案内してもらえると安心します。

精神障がいのある人



体調に波があることを理解してください。

安心できるように穏やかでゆっくりとした口調で話をしてもらえると助かります。

発達障がいのある人



あいまいな表現は避け具体的に教えてくれると助かります。視覚や聴覚など何らかの感覚が独特で、過剰に敏感だったりあるいは鈍さを持っている人がいることを知ってください。

難病などの病気の人



多くの難病では、定期的な受診が必要です。

病気により体力的に難しい業務もありますので、業務内容など配慮してもらえると助かります。



合理的配慮の提供に関するチェックリスト

	内 容
物 理 面	スロープの設置・簡易スロープの配備などによる段差を解消している
	手すりを設置している
	多機能トイレを整備している
情 報 面	コミュニケーション支援ボードを使用している
	筆談ボードを設置している・筆談での対応が可能である
	メニューや案内等に点字を使用している
	手話の対応が可能である
意 識 面	求めに応じて適切な配慮をしている
	相手の立場に立ち、「明るく」「丁寧な」「分かりやすい」対応を心がけている
	案内・誘導等のサポートが可能である
	「芦屋市みんなにやさしいお店」登録マニュアルを読み、合理的配慮の提供について理解した

上記チェックリストに関わらず、何か合理的配慮の
提供ができていれば登録することが可能です。
登録は右のQRコードを読み取って申請してください。





市内民間事業者のみなさんへ
合理的配慮の提供を支援しています

芦屋市では、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に市内の民間事業者が、点字メニューの作成や筆談ボードなど合理的配慮の提供を行う場合、その費用の一部を助成しています。

●助成対象者

芦屋市内において飲食・物販・医療など不特定多数のかたが利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者

●助成額

要した費用の2分の1の額を助成します（対象区分ごとに助成上限あり）。
※詳しくはQRコードを読み取って、市のホームページをご確認ください



●助成対象となるもの

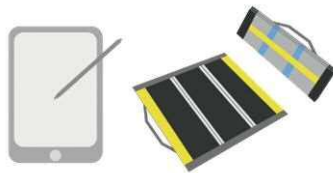
■コミュニケーションツールの助成（上限額5万円）

（例）点字メニューの作成、コミュニケーション支援ボードの作成 など



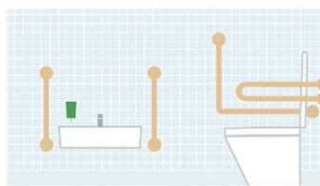
■物品の購入（上限額10万円）

（例）筆談ボード、折り畳み式スロープ など



■改修工事の施工（上限額20万円）

（例）手すりの設置、多機能トイレの設置 など





○問い合わせ先

芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:(0797) 38-2043 FAX:(0797) 38-2160

芦屋市ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>